

令和8年7月17日

下水道事業受益者負担金の賦課誤りについて

下水道事業受益者負担金に関する納入通知書の賦課誤りがありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

7月10日、下水道事業受益者負担金納入通知書（以下、納入通知書）を280件送付したが、うち1件、本来の受益者（負担金を納めていただく方）と異なる方に下水道事業受益者負担金を賦課し、納入通知書を送付したことが確認されました。

また、納入通知書を誤送付したことで土地の所在地情報及び負担金の額が漏洩したものです。

2 経過

R8.7.10

・納入通知書を発送

R8.7.14

・身に覚えのない納入通知書が届いたと電話連絡を受ける。

下水道事業受益者申告書（以下、申告書）の原本と納入通知書の情報を確認したところ、誤登録していることを確認する。

・先方に来庁いただき納入通知書を確認、説明のうえ謝罪し、納入通知書を回収する。

R8.7.15

・本来の受益者へ経過を説明し謝罪する。

3 原因

下水道事業受益者申告書に記載のあった方と同姓同名の方を誤って受益者として設定したことによる誤り

4 再発防止策

- ・申告書原本と送付者リストの確認を徹底する。
- ・申告書に確認者欄を設け複数人でのチェックを行う。

※下水道事業受益者負担金とは

新たに公共下水道整備された所に隣接した土地の所有者に対し、1度のみ（5年分割）で負担いただくもの

担当: 上下水道総務課 料金係
課長 加藤、係長 草野
電話 024-535-1116(直通)